

Title	家計調査の結果
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1928
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.22, No.2 (1928. 2) ,p.223(37)- 265(79)
JaLC DOI	10.14991/001.19280201-0037
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19280201-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

然的結果である。物の支配を有せざる立ん坊は經營經濟學の對象とならざると共に、只物のみを有する一人經營も吾人に於ては經營經濟學の對象とならないのである。吾人に於ては經營内部の支配關係に立つ前述の二種の經營労働と其組織は重要な研究方面をなすのである。此の點は本來の經營經濟學と會計學との著るしい差でなければならぬ。吾人は經營經濟學に於て特に經營活動をなす人と人の關係に主を置かんとするものである。我國では東京帝國大學助教授馬場敬治氏も亦產業經營學の對象を此の點に求められてゐるやうである。(同氏著 產業經營理論第一章參照)

(附記、經營經濟と市場經濟の區別をなして以來分業を主とする私の考へ方は二三の人の批難を受けたやうである。本論は主として之に答へる目的で起草したのである。但し其間大阪次いで東京で此の問題に關する會合の席上多くの學者及び實際家の意見と討議を開きて從來自分の推蔽の足りなかつた點で啓發せられた所が甚だ多かつた。此の機會に於て此等の同學の方々に對して深く感謝の意を表したい。尙企業と經營の區別と其關係に就いては他日稿を改めて發表することにす。

家計調査の結果

高城 仙次郎

一 物價と貨幣の購買力

貨幣の購買力は物價と反比例に伸縮するものであると一般に考へられてゐる。即ち卸賣物價指數が、或る期間内に、例へば一割の昇騰を示してゐるとすれば、貨幣の購買力が約一割減少してゐると看做されてゐる。

此見方は、抽象的に論ずれば、勿論正しいものであると云はざるを得ない。假りに、今月の卸賣物價指數が前月に比して一割上騰してゐれば、今日百圓を以て購入し得る貨物の分量は、一ヶ月前に約九十圓を以て買取ることの出來た分量に等しいと云はれないこともない。

然しながら、物價と貨幣の購買力との間に於ける此一般に認められたる抽象關係が、事實と合致するには、左の數個の條件が満たされなければならぬのである。

一、卸賣物價指數編纂の基数である數十種の貨物の卸相場が全部一様に一割づゝ騰貴した事。

(物價指數は數十種又は數百種の特選重要貨物の騰落程度の平均を示すものである。夫れ故に物價指數が一割上つてゐると云ふことは、物價指數の計算の基礎となつてゐる總ての貨物の市價が全部一割づゝ騰貴してゐることではなくして、此等の貨物の市價騰貴率を平均すれば、一割の騰貴を示すことを意味するのである。即ち或る貨物は二割も騰貴してゐるが、或る貨物の騰貴率が僅々二三分に過ぎず、更に又他の貨物の市價には何等の變動なく、中には却つて二三分方低落した貨物があるかも知れない。若し果して然りとすれば、貨幣の購買力の減少率は

二割騰貴した貨物に對しては 二割

二分騰貴した貨物に對しては 二分

であつて、市價に變動の無かつた貨物に對しては、貨幣の購買力にも何等の變動なく、二三分低落した貨物に對しては、貨幣の購買力は却つて二三分増

加してゐるのである。物價指數が一割の上昇を示してゐる場合に、貨幣の購買力が一割減少してゐると云ふのは、其購買力が平均一割減少してゐることを意味するに過ぎない。

従つて、卸賣物價指數に編入されてゐる貨物の孰れに對しても、貨幣の購買力が一割減少してゐると云ひ得る爲めには、其等の貨物が全部一様に一割宛騰貴して居らなければならぬ。

二、卸賣物價指數に組入れられてゐる貨物以外の總ての貨物も亦全部一様に一割騰貴してゐること。

(假りに物價指數編纂の基礎となつてゐる貨物が全部一様に一割づゝ騰貴してゐれば、其等の貨物に對する購買力は一割減少してゐると云ひ得るであらうが、若し他の貨物の市價にして、二割若しくは五分騰貴してゐるものがあるとするれば、此等の貨物に對しては、貨幣の購買力は一割でなくして二割又は五分程減少したと云はなければならぬ。従つて總ての場合に於て、貨幣の購買力が一割減少したと云ひ得るには、物價指數外の貨物も亦

全部一割騰貴してゐなければならぬ。

三、總ての貨物の卸相場のみならず、小賣相場も亦全部一様に一割づゝ騰貴してゐること。

(卸相場を以て貨物の賣買を行ふのは、原則として商人丈けであつて、消費者は小賣相場にて貨物を購入してゐる。従つて消費者に對しては、貨物の小賣相場が全部一様に一割騰貴した場合に於てのみ、貨幣の購買力が一割減少したと云ひ得る。而かも、人は皆消費者であつて、製造人、他の生産業者、商人と雖も、普通例外たり得ないことを記憶しなければならぬ。)

卸賣物價指數が一割の昇騰を呈してゐる際に、貨幣の購買力が、抽象的のみならず、具體的にも、一割減少してゐると云ひ得るには、少なくとも右に掲げた三個の條件が満たされなければならぬのであるが、其中、一として満たされるものが無い。第一の條件は、上述の如く、卸賣物價指數に組入れられたる貨物の卸相場が全部一率に一割づゝ騰貴することであるが、數十種乃至數百種の貨物が一定期間例へば一ヶ月間に全然同一の割合にて騰貴若しくは下落すると云ふが如きことは、勿

論あり得ない。上記の假定の如く、卸賣物價指數が一割の上騰を示してゐる場合には、既に指摘したる如く、或る貨物(甲)は一割五分、或る他の貨物(乙)は一割騰貴し、又他の貨物(丙)は僅かに三分の騰貴を呈し、更に他の貨物(丁)は何等の變動を呈せず、更に又他の貨物(戊)は却つて五分低落してゐるかも知れない。

然し實際は何うであるか。日本銀行の東京卸賣物價指數に據ると、大正八年の平均は三百十二であつて、大正九年の平均は三百四十三であつたから、此一ヶ年間の騰貴は三十一に相當する。即ち三百十二の指數が三十一丈け向上したのであるから、一ヶ年間に東京の物價が約一割騰貴したのである。然し此騰貴率は、日本銀行の物價指數に編入されてゐる五十六種に上る貨物の卸相場に生じた騰落率を差引平均したものに外ならないのであつて、左表に示すが如く、五十六種の貨物が全部一割づゝ騰貴したのではない。

日本銀行調査東京卸賣物價指數

第二十二卷 (二二八) 家計調査の結果

品目	大正八年	大正九年	騰貴率 分	低落率 分
米	三九〇	三七六	—	三・六
大 麥	四〇〇	三七四	—	六・五
裸 麥	四四三	四三三	—	二・五
小 麥	二九四	二七二	—	七・五
大 豆	二八四	二八五	〇・四	—
小 豆	四七四	四八二	一・七	—
小 麥 粉	三一五	二九七	—	五・七
肥 料	二二三	二五四	一三・九	—
魚 肥	二八六	二九〇	一・四	—
油 糖	二六九	三一四	一六・七	—
砂 糖	四七二	五六七	二〇・一	—
製 茶	二三五	二五六	八・九	—
鹽	三一四	三九〇	二四・二	—
味 噌	四八六	五三一	九・三	—
醬 油	二五五	二九七	一六・五	—
日 本 酒	二二三	二六七	一四・六	—

品目	大正八年	大正九年	騰貴率 分	低落率 分
鯉 節	二九三	三六三	二三・五	—
鷄 卵	二六三	三二七	二〇・五	—
油 蓂	二四六	二二六	—	八・二
刻 蓂	一六一	一八一	一七・七	—
西 洋 蓂	二二四	二四六	一五・〇	—
生 絲	二七四	二七八	一・五	—
羽 二 重	二〇〇	二二〇	一〇・〇	—
絹 手 巾	二〇三	二三九	一七・七	—
甲 斐 絹	二一〇	二〇五	—	二・四
絹 裏 地	二七八	二五五	—	八・三
眞 綿	二七五	二四五	—	一〇・九
綿 絲	五五九	四五五	—	一八・六
白 木 綿	三八七	三一六	—	一八・三
金 巾	三七〇	三五一	—	五・一
綠 綿	三六〇	三一六	—	一三・二
麻	三〇八	三九三	二七・六	—
フランネル	二七二	三二六	一九・九	—
毛 斯 綸	三七三	三七〇	—	〇・八

第二十二卷 (二二九)

家計調査の結果

毛織子	二八一	二五一		一〇七
藍	四四四	四三〇		三・二
木	二五七	三八八	五二・〇	
洋鐵材	二七六	二五九		六・三
洋釘	二八六	二九八	四・二	
銅	一五九	一四三		一〇・一
石	二三四	四二二	七六・一	
煉瓦	二二二	四一七	八八・七	
瓦	二一六	二九六	三七・〇	
セメント	一九一	三二三	六三・九	
疊	二九八	三四〇	一四・一	
硝子	四三四	四二二		五・一
日本紙	二八五	五五九	九六・一	
洋紙	五〇四	五四九	八・九	
生漆	三〇六	四四九	四六・七	
木蠟	二九〇	三〇一	三八	
皮革	三七六	四五四	二〇・七	
燐寸	二五九	三五九	三八・六	

石炭	四二一	四一九		〇・五
石油	四八四	三五六		二六・四
薪炭	二七八	三八四	三八・一	
薪	三五五	四五八	二九・〇	
總平均	三二二	三三三	九・九	

右表に示すが如く、騰貴したのは五十六種の貨物の中三十五種であつて、其騰貴率も決して一樣でなく、物に依りて大なる懸隔がある。即ち日本紙の九割六分一厘を最高とし、大豆の四厘を最低としてゐるのであつて、此兩極端の差は實に九割五分以上に達してゐる。加之、他の二十一種の貨物は却つて低落してゐるのであつて、其の低落の率も石炭の五厘を最低とし、綿絲の一割八分六厘を最高とし、他は此兩端の間を上下してゐる状態である。而して總ての騰貴率と低落率とを差引平均して初めて約一割の平均騰貴率を観ることが出来るのである。

斯くの如き次第であるから、貨幣の購買力の減少の平均率は一割であつても、二割騰貴せる貨物を購入する人に對する貨幣の購買力は二割減じ、五分騰貴したる

貨物を購入する人に對する貨幣の購買力は五分減じてゐるのであつて、之に反して五分低落してゐる貨物を購入する人に對しては、貨幣の購買力は却つて五分増加してゐるのである。

第二の條件も第一と同じく満たされない。卸賣物價指數を編纂する爲めに、選擇されたる比較的數の少なき重要貨物の騰落が既に一致してゐないのであるから、其選擇に洩れたる無數の比較的重要ならざる商品が同一の割合を以て騰貴若しくは低落しないのは當然のことである。云はざるを得ない。即ち此等の貨物に對しても、貨幣の購買力が一割減少したと一概に云ふことが出来ないのである。最後に第三の條件も矢張り満たされない。貨幣の卸相場が既に同一の率を以て騰落しない限り、小賣相場が同一の割合にて騰貴若しくは下落することを期待出来ないのは言ふまでも無い。原則として小賣相場と卸相場とは相雁行して騰貴若しくは低落するが、例外は無論あるのみならず、兩種の相場が同率に騰落するが如きことは殆んど絶無であると云つて差支あるまい。(法學研究第四卷第四號拙稿『卸相場對小賣相場的一致率』中米國貨物市價變動表——自一五頁至二三頁——)

参照)而かも吾々が日常消費する物品を購入する際に支拂ふ代價は小賣相場である。従つて吾々の所有してゐる貨幣の購買力は小賣相場を以て計らなければならぬ筈である。即ち小賣相場が一割騰貴すれば、貨幣の購買力は一割減少し、小賣相場が一割低落すれば、貨幣の購買力が一割増加したと言はなければならぬのである。然るに此小賣相場は卸相場と同時に且つ同率に變動しない。従つて卸相場を以て編纂したる物價指數が一割の昇騰を示してゐるからと云つて、貨幣の購買力が一割減少したと斷言出来ないのである。

二 物價と生活費

斯くの如く、卸賣物價指數が一割の上昇を呈してゐる場合に、抽象的に之を論ずれば、貨幣の購買力は一割減少したと云ひ得るが、具體的に之を觀れば、即ち實際に當嵌めて考ふるに、左様な斷言は出来ないものであつて、殊に消費者が小賣相場にて物品を購入する際に於て然りである。無論小賣相場は卸相場よりも忠實に貨幣の購買力に生ずる伸縮を示すものであると云はざるを得ない。夫れ故に、何れの文明國にても、卸相場を以て編纂する物價指數以外に、小賣相場を以て物價指數を

作り、俸給又は賃銀を以て生計を立てゝゐる者に對する収入の購買力の増減は此小賣物價指數に依りて計ることにしてゐる。此小賣物價指數は、無論卸賣物價指數よりも、正確に俸給又は賃銀の購買力の増減を示すが、然し夫れは程度の差に過ぎない。即ち小賣物價指數が假りに一定期間内、例へば六ヶ月間に一割の上騰を呈してゐても、収入の購買力が一割減少してゐると云ふことを得ないのである。換言すれば、小賣物價が一割騰貴したとしても、生活費が一割増加してゐると云ふことが出來ないのである。茲では前の如く小賣相場の騰貴率が貨物に依りて異なつて居り、且つ各人の購入する食品並に日用品等の種類及び數量が異なつてゐるから、小賣物價指數が一割の上昇を呈して居つても、各人に對する生活費の膨脹は一率に一割に上るものと看做せないことを云々してゐるのでは無い。勿論此事も顧慮しなければならぬ。然し假りに總ての貨物の小賣相場が同一の割合にて騰貴するか、或は又總ての人が同種類の貨物の同じ分量を消費するか、或は更に又總ての貨物に對して總ての人が収入の同一割合を消費するとすれば、各人が購入貨物に對して支拂ふ金額は一樣に一割づゝ増加することになる。而かも

此場合に於ても尚ほ生活費が一割増加したと云ふことを得ないのである。それは何故であるかと云ふに、此事は筆者が既に度々『三田學會雜誌第十三卷第四號拙稿』『物價と生計費との關係に對する誤解に就て』——拙著『物價問題』第五章第四節物價騰貴と生計費——事業之日本第五卷第三號拙稿『賃銀と生活狀態』——實業時代第四卷第十二號拙稿『賃銀と物價との關係』——稍々詳述したのであるから、茲には至極簡單なる説明を與へることにする。

單に生計費又は家計費と云ふも、其内容は頗る複雑であるが、之を消耗品等の購入費と然らざるものとの二種に大別することが出來ると思ふ。前者に屬する主なるものは、食料品費、被服費、薪炭費、家具費等であつて、後者に屬する主なるものは、地代又は家賃、電燈料、瓦斯料金、電車賃、鐵道賃金、學校授業料、診察料、税金等を挙げ得る。偕て一定期間内、例へば一ヶ年間に小賣物價指數が二割の騰貴を示してゐるとすれば、前者即ち消耗品の購入費は平均約二割膨脹するものと看做して差支ない。何故とすれば、小賣物價指數は此等の消耗品の小賣値段を基礎として計算したものに外ならないからである。

然らば後者、即ち消耗品の購入費を除きたる他の家計費は何うであるかと云ふに、此種の支出は殆んど全く増加しない。地主、家主等は、物價が一二割騰貴したからと云つて、輿論を憚りて、直ちに地代又は家賃を引上げることがを控へる。電燈、瓦斯、電車、鐵道等は所謂公益事業であつて、料金は出來得る限り低率に定めしめることになつてゐるから、物價が騰貴する毎に、直ちに夫れと同じ割合に、其等の料金の引上げを行ひ、或は行ふことを許すやうなことがない。學校授業料、診察料等も亦其の性質上急には引上げられない。又税金は、國稅の場合に於ては、議會の協賛、地方稅の場合に於ては、政府の認可を要するが爲めに、是も容易に引上げられない。尤も物價騰貴が永く續けば、此等の料金も引上げられる。然し物價が騰貴し始めた當初に於ては、少なくとも數ヶ月間は、増率されない。物價騰貴が永續して、種々の料金が引上げらるゝ場合に於ても、物價騰貴率と同一の割合に増率されることがない。又、物價が長期間連騰する場合に在りては、其等の料金も次第に増率されるが、餘程の距離を置いて後より追掛けて行くに過ぎないのである。

此の結果として、物價が騰貴しつゝある際には、生計費は物價が騰貴する程には膨脹しない。夫れ故に、俸給又は賃銀の購買力に生ずる増減を計るには、小賣物價指數を用ふるよりも、家計費の増減率に依る方が、正確なる結果を擧ぐることが出来るのである。此理由に基きて、歐米諸國では家計費指數なるものを編纂してゐる。此編纂は殊に戰後に於て大に流行し、約四十箇國に於て行はれてゐる。National Industrial Conference Board 發行 The Cost of Living in Foreign Countries, 1927, Preface)。

三 家計費指數と家計の調査

此家計費指數は無論國に依り、又同一の國に在りても、編纂者に依りて、編纂の方法を異にしてゐる。然し共通點を擧ぐれば次の如くである。先づ大人二人、小兒二人又は三人の標準世帯を假想し、此世帯が何れ位の住宅に居住し、一定期間内に何種の肉を何斤、何種の野菜を何斤、砂糖を何斤、小麥粉を何斤、其の他何種何種の食料品の何單位を消費し、衣服何着、下着何着、靴何足、靴下何足を購入し、電氣瓦斯等を如何程消耗し、尙ほ其の外電車賃として幾何を費消し、石鹼何個、齒磨何袋等を消費するものと假定し、此等に要する經費が或る一定の時日、例へば歐洲戰爭の直前たる千九百十四年七月の家賃若しくは部屋代、各貨物の小賣値段、並に諸種料金等を

標準とすれば、總計幾何に上るかを計算し之を比較の基礎として、其後に於ける生計費の増減を知るのである。

即ち假りに、千九百十四年七月の家計費の總計が百圓であつて、千九百十九年七月の總計が二百圓であるならば、同一程度の生活を營む爲めの經費は、戦前と戦後とでは、一對二の關係になつてゐるのを知ることが出来る。此關係を明瞭に示す爲めに、比較の基礎たる數字、即ち百圓を以て比較される數字、即ち二百圓を除し、其商に一〇〇を乗じて二〇〇となし、之を家計費指數と呼ぶのである。更に又千九百二十七年七月の家計費の總計が百五十五圓であるならば、家計費指數は一五五となる。

然し此家計費若しくは生計費は通例左の如く五種に分類してゐる。

- 一、家賃
- 二、食料品費
- 三、被服費
- 四、光熱費

五、雑費

斯くの如く、家計費を五種に分ち、各種に就きて、前記の通りの方法にて指數を作り、此部分的の指數を比較して、種類別にしたる家計費が如何なる割合に増減してゐるかを知らるのである。勿論此種類の指數の外に、家計費總額の指數を計算するのは言ふまでも無い。

此家計費指數を計算するに當りて、前記の如く、各種別支出金の合計、若しくは家計費の總計を基礎とせずして、標準世帯に於て用ふる各貨物の小賣値段の指數を作り、此指數に各種別の家計費に於て各貨物の有する地位の高下を示す定數を乗じ、各種別の費用毎に此積を合計し、此合計をば定數の和にて除して、各種別の家計費の指數を作ることもある。而して全體の家計費の指數を作るには、全體の家計費に於て各種別の家計費の有する地位の高下を示す定數をば、種別的指數に乘じ、此積をば總計し、此總計をば定數の和にて除するのである。

此家計費指數の計算の基礎となつてゐる標準世帯と標準消費とは、家計費増減の割合を正確に示す爲には、或る特別の事情が其の變更を餘儀なくせしむる迄は、

永久に之を据置く可きは勿論である。然らば最初何を根據として標準世帯と此標準世帯の標準消費とを定めるのであるかと云ふに、それは多くの場合に於て多數の労働者の實際の家計を調査し、此調査に基きて、標準世帯と標準消費とを決定するのである。縦令家計費指數の計算が如何に正確であつても、其計算の基礎たる標準世帯と標準消費とが架空のものであつて、實際と掛隔れてゐるとすれば、其指數は無用の長物である云はざるを得ない。

我國に於ても、是非家計費指數の編纂を行ふ必要はあるが、其編纂の基礎として用ふるに足る家計費の調査を缺いて居つたのである。尤も家計費又は生計費の調査が全然なかつた譯ではない。否な其の數決して少なくない云つて宜いのである。然し概して云へば、此等の調査は規模比較的狭小であつて、一般的に適用さる可き家計費指數計算の基礎を提供するものとしては、不充分なるの感がないでもなかつた。

所が幸にして、内閣統計局は最近非常に大規模な家計調査を行つて、其の結果の一部をば、昭和二年十月十三日の官報に於て發表した。此調査は我國に於ける

家計費指數編纂の基礎を供給する重要な數字を明かにしたものであるから、左に其の一端を紹介することに定めた。

四 家計調査の綱領

内閣統計局の家計調査は、左記の標準に相當する給料生活者、労働者並に農業者の三種の世帯數合計七千二百二十世帯に就いて行つたものである。

- (イ) 月收二百圓以下なること。但し農家の世帯に在りては耕作面積二町歩以下なること。
- (ロ) 世帯主の勤勞所得又は農業所得が全収入の半額以上を占むる世帯なること。
- (ハ) 營業を有せざること。
- (ニ) 世帯所屬の者の數が、世帯主を合せて二人乃至七人位なること。
- (ホ) 同居人なき世帯なること。但し單なる貸間にして、一家の生計を算出するに不便なき場合は、例外とする。
- (ヘ) 成る可く、奴婢を使用せざる世帯なること。

右の標準に依り家計簿記入者を募集し、其中より適當なる者七千餘世帯を選
定したのであるが、其の分類は次の如くである。

一、給料生活者(官公吏、銀行會社員、教師、巡查等)

二、〇〇〇世帯

二、労働者

四、五〇〇世帯

内 譯

工場労働者

二、八〇〇

鑛山労働者

五〇〇

交通労働者

六〇〇

日傭労働者

六〇〇

三、農業者

七二〇世帯

總 計

七、二二〇世帯

次に調査を行つた地方は、先づ給料生活者に就きて云へば、札幌市、仙臺市、東京市、
横濱市、金澤市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、廣島市、並に長崎市の十一市及び各市

の附近である。工場労働者に關する調査區域は、札幌市、郡山市、東京市、横濱市、金澤
市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、吳市、八幡市、及び長崎市の十二市並に各市の附近
に定めたのである。更に鑛山労働者に關する調査地方は、夕張町及び其の附近(夕
張炭鑛)、福島縣石城郡内郷村及其の附近(磐城炭鑛)、足尾町及び其の附近(足尾銅山)、愛
媛縣宇摩郡別山村及び其の附近(別子銅山)、並に福岡縣筑豊炭鑛地方等である、更
に又、交通労働者及び日傭労働者に關する調査地域は、東京、横濱、名古屋、京都、大阪、並
に神戸の六大市及び各其の附近と定めたのである。最後に、農家の世帯に關する
調査は、山形、埼玉、新潟、長野、愛知、兵庫、廣島、愛媛、並に福岡の九縣に於て之を行つた。
尙ほ此調査は如何なる方法に依りて行つたかと云ふに、第一に統計局に於て豫
じめ調製し置きたる月別家計記入簿をば、内閣に於て任命したる家計調査員を通
じて調査する、各世帯に配布し、世帯主又は其の代理人をして毎日適當なる記入
を行はしむるのである。此家計調査員は、家計簿記入者に關係ある工場、鑛山、同業
組合、農會等の職員、及び其他の者の中より、府縣知事が市町村長を通じて、適當と認
めらるゝ者を選定し、内閣に内申したる者が任命せらるゝのであつて、名譽職であ

る。毎月の家計記入簿は前月の月末に配布され、翌月の月始めに調査員が蒐集し、之を検査、整理して、市町村長を経て府縣知事に毎月十日までに提出し、府縣知事は更に之を検査整理したる後、毎月二十日迄に内閣統計局長宛に發送す可きことになつてゐた。

此家計簿の記入は上述の如く日々之を行ふのであつて、其記入の標準は次の如くである。

- 一、収入は各世帯に屬する者の各人別に金額及び種類(収入の性質)を記入すること。但し農家の世帯に於ける農業に依る収入は記入を要しない。
- 二、支出は出來得る限り、各人別に支出の金額並に支出の對象物たる物品若しくは勤勞の數量を明記すること。
- 三、實物の收得又は提供は、其實物の評價金額を記入すること。
- 四、翌月へ持越す現金の外、主要食料品、主要調味料、主要嗜好品及び燃料等の貯藏品の種類、數量及び評價金額をば毎月末日に記入すること。但し調査を行ふ最初の月に於ては、前月よりの繰越をば其月の初めに記入すること。

以上は毎日記入する収入支出の記入方法であるが、家計簿には尙ほ此等の日々の収入支出以外に、毎月一回一日現在に依りて、左の事項を記入することになつてゐた。

世帯及び住宅に關する事項

- (イ)氏名 (ロ)世帯に於ける地位 (ハ)男女の別 (ニ)出生の年月日 (ホ)配偶の有無 (ヘ)職業 (ト)持家借家間借の別(農家に在りては持家借家の別) (チ)室數 (リ)蠱數 (ヌ)家賃又は間代(農家に在りては家賃) (ル)敷金(給料生活者及び勞働者に限る) (ヲ)土間の坪數(農家に限る)

農業に關する事項(農家に限る)

- (イ)土地の種類及び面積 (ロ)主要作物の經營反別 (ハ)家畜の種類及び數 (ニ)養蠶挿立枚數 (ホ)農産加工の種類及び規模

此等の事項の記入は上述の如く、毎月一回なるも、一ヶ月中に異動あつたときは、其の旨附記するのである。

此等の事項並に收支の記入は大正十五年九月一日より始め、昭和二年(大正十六

年八月三十一日迄、即ち滿一ヶ年間行はれた。其の後調査の結果は統計局に於て整理中であるが、此の中大正十五年九月中に於ける給料生活者並に労働者のみの家計調査の結果が、前述の如く、昭和二年十月十三日の官報にて速報されたのである。

(本節記載の事項は内閣統計局発行「家計調査提要」に據る)

五 家計費調査の結果

内閣統計局の發表した右の家計調査の結果は、總て三枚の表に收められてゐるが、各表は二部に分たれてゐる。前半は給料生活者に關する統計を載せ、後半は労働者に關するものを收めてゐる。右の三表の標題は左の如くである。

第一表 収入階級別一世帯平均實収入内譯

第二表 収入階級別一世帯平均實支出内譯

第三表 収入階級別一世帯平均總收入總支出

右の三表に於て發表されてゐる調査の結果は、給料生活者の世帯千七百八軒並に労働者の世帯三千四百六軒の家計簿の大正十五年九月中に於ける記入を基礎

としたものである。(最初記入を行つた數は給料生活者に在りては二千世帯、労働者に在りては四千五百世帯と發表されてゐるが、表中に編入されてゐる世帯數が此最初の數より尠なきは、記入の中絶した世帯並に記入を最後まで繼續したるも其記入が調査材料として不適當と認められたものがあつた爲めと思はれる。)

尙ほ右の調査では、あらゆる種類の收得をば、總収入と稱し、此總収入をば實収入と實収入以外の収入とに分類してゐる。實収入は更に勤勞收入と勤勞外收入とに分類され、勤勞收入は世帯主の本業收入及び副業收入、世帯主の配偶者收入並に家族收入に小分されてゐる。勤勞外收入も亦賃間收入、財産收入、受贈並に其他に區分してゐる。實収入以外の収入は繰越金、貯金引出、無盡取金、保險金、貸金受入、質入、負債、掛買及び其他を含むのである。

次にあらゆる種類の支出を總支出と名づけ、之を實支出と實支出以外の支出とに兩分してゐる。實支出とは日常の衣食住に要する經費であつて、實支出以外の支出とは此生活費以外の支出金であつて、繰越品の評價金額、貯金、無盡掛金、保險料、貸金、質受金、負債返還、掛買支拂並に其他を含んでゐる。

更に生活費即ち家計費は、

飲食物費

住居費

被服費

其他

に大別し、飲食物費をば

米麥類 魚介肉類 鶏卵牛乳

蔬菜、乾物、豆腐、佃煮、漬物類

調味料、出前物

及外出先の食事辨當 嗜好品(酒類、煙草、菓子果物、飲料、其他)

の購入費に分類し、住居費をば

家賃 住宅修繕費 水道費

光熱費

家具、什器及設備費

に分ち、被服費をば

衣服費 身の廻り品費

の二種に別け、其他の經費には

保健衛生費 育兒教育費

文房具、通信、運搬及交通費

公課、其他の負擔費

交際費 修養娛樂費 遊山旅行費 其他

を含ましてゐる。

又、各表毎に、前半(給料生活者及び後半(労働者)を通じて、世帯の總數、世帯全部に屬する人員の總數並に一世帯の平均人員を掲げ、且つ收入並に支出の各項目に就きて、一世帯平均の金額を載するのみならず、世帯の總數をば、月收金額を標準として、

六十圓未滿

八十圓未滿

百圓未滿

百二十圓未滿

百四十圓未滿

百六十圓未滿

百八十圓未滿

二百圓未滿

二百圓以上

の九階級に分類し、各階級に屬する世帯數を明かにし、各階級内の平均金額を算出してある。

右の三表は皆有益なるものであるから、茲に全部轉載したのであるが、紙面を

餘りに多く要するが故に、他は省略して、我々に最も興味のある第二表のみを左に掲ぐることにした。(労働者の飲食物費中の第二の項目は官報にては、魚介類となつてゐたが、魚介肉類の誤植と思はれるから、訂正して轉載することにした。)

第二表 収入階級別一世帯平均實支出内訳

物	食	飲	總	給料		生活		活者					
				平均	未滿	未滿	未滿	未滿	未滿	未滿	以上		
世帯人員				六、九六〇	二、八五五	一、〇〇一	一、四三三	一、五五〇	一、〇三九	六、七七	四、三〇	三、二一	三、四三
一世帯平均				四、〇七	三、二〇	三、五七	三、八一	四、一五	四、四二	四、五二	四、七五	五、〇〇	四、八六
計				一、四〇三	四〇	七、五三一	九、九〇九	一、二〇〇	一、三二〇	一、三二〇	一、四四二	一、六三三	一、九〇五
米				四、〇七	二、七三三	三、四四七	三、八一	四、一五	四、四二	四、五二	四、七五	五、〇〇	四、八六
魚介類				一、四三六	二、五〇〇	二、三四三	三、八一	四、一五	四、四二	四、五二	四、七五	五、〇〇	四、八六
鶏卵				四、九〇	二、七九	三、四四八	四、二五	四、九七	五、〇四	五、一四	五、二四	五、三三	五、四三
牛乳				一、〇四	〇、三三	〇、五八	〇、八三	一、〇五	一、二〇	一、三〇	一、四〇	一、五〇	一、六〇
豆腐、佃煮、漬物類				五、八八	四、〇八	四、七八	五、四八	六、一八	六、八八	七、五八	八、二八	八、九八	九、六八
調味料				三、七五	二、五九	三、二九	三、九九	四、六九	五、三九	六、〇九	六、七九	七、四九	八、一九
出前物及外出先の食				三、三三	一、六四	二、二七	三、〇一	三、七五	四、四九	五、二三	五、九七	六、七一	七、四一
嗜好品				七、〇七	四、一八	五、一一	六、二二	七、三三	八、四四	九、五五	一、〇六六	一、一七七	一、二八八
計				二、〇四	〇、八四	一、五五	二、二六	二、九七	三、六八	四、三九	五、一〇	五、八〇	六、五〇
煙草				一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七
菓子				三、五〇	一、七三	二、二二	二、七一	三、二〇	三、六九	四、一八	四、六七	五、一六	五、六五
飲料				〇、八三	〇、四四	〇、五二	〇、六一	〇、七〇	〇、八〇	〇、九〇	一、〇〇	一、一〇	一、二〇
其他				二、六五	一、五〇	二、一〇	二、七〇	三、三〇	三、九〇	四、五〇	五、一〇	五、七〇	六、三〇
合計				二、六五	一、五〇	二、一〇	二、七〇	三、三〇	三、九〇	四、五〇	五、一〇	五、七〇	六、三〇
住宅修繕費				一、〇三	〇、四二	〇、五二	〇、六一	〇、七〇	〇、八〇	〇、九〇	一、〇〇	一、一〇	一、二〇
水道熱費				〇、三三	〇、〇八	〇、一六	〇、二四	〇、三二	〇、四〇	〇、四八	〇、五六	〇、六四	〇、七二
家具、什器及設備費				四、五八	三、三三	三、九四	四、六五	五、三六	六、〇七	六、七八	七、四九	八、二〇	八、九一
合計				二、八六	一、四四	一、五〇	二、〇一	二、五二	三、〇三	三、五四	四、〇五	四、五六	四、五六
衣服費				三、三三	一、八六	二、四七	三、〇八	三、六九	四、三〇	四、九一	五、五二	六、一三	六、七四
身の廻り品費				九、一一	四、三三	五、三三	六、三三	七、三三	八、三三	九、三三	一〇、三三	一一、三三	一二、三三
合計				三、三三	一、八六	二、四七	三、〇八	三、六九	四、三〇	四、九一	五、五二	六、一三	六、七四
合				四、一九	二、五二	三、二二	三、九二	四、六二	五、三二	六、〇二	六、七二	七、四二	八、一二
保健衛生費				七、〇九	三、三三	四、〇三	四、七三	五、四三	六、一三	六、八三	七、五三	八、二三	八、九三
育児教育費				五、一〇	一、二二	一、六〇	二、〇〇	二、四〇	二、八〇	三、二〇	三、六〇	四、〇〇	四、四〇
文房具、通信、運搬及交通費				二、九七	一、〇七	一、六六	二、二五	二、八四	三、四三	四、〇二	四、六一	五、二〇	五、七八
公課其他の負擔費				一、五三	〇、四四	〇、六九	〇、八八	一、〇七	一、二六	一、四五	一、六四	一、八三	二、〇二
交際費				六、〇三	三、一五	三、七四	四、三三	四、九二	五、五一	六、一〇	六、六九	七、二八	七、八七
修養娯樂費				五、〇七	一、九八	二、二七	二、五六	二、八五	三、一四	三、四三	三、七二	四、〇一	四、三〇
其他				一、五三	〇、四四	〇、六九	〇、八八	一、〇七	一、二六	一、四五	一、六四	一、八三	二、〇二

費	居住	被服費	其他	給料		生活		活者					
				平均	未滿	未滿	未滿	未滿	未滿	以上			
計				六、〇〇	二、八五五	一、〇〇一	一、四三三	一、五五〇	一、〇三九	六、七七	四、三〇	三、二一	三、四三
嗜好品				七、〇七	四、一八	五、一一	六、二二	七、三三	八、四四	九、五五	一、〇六六	一、一七七	一、二八八
計				二、〇四	〇、八四	一、五五	二、二六	二、九七	三、六八	四、三九	五、一〇	五、八〇	六、五〇
煙草				一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七
菓子				三、五〇	一、七三	二、二二	二、七一	三、二〇	三、六九	四、一八	四、六七	五、一六	五、六五
飲料				〇、八三	〇、四四	〇、五二	〇、六一	〇、七〇	〇、八〇	〇、九〇	一、〇〇	一、一〇	一、二〇
其他				二、六五	一、五〇	二、一〇	二、七〇	三、三〇	三、九〇	四、五〇	五、一〇	五、七〇	六、三〇
合計				二、六五	一、五〇	二、一〇	二、七〇	三、三〇	三、九〇	四、五〇	五、一〇	五、七〇	六、三〇
住宅修繕費				一、〇三	〇、四二	〇、五二	〇、六一	〇、七〇	〇、八〇	〇、九〇	一、〇〇	一、一〇	一、二〇
水道熱費				〇、三三	〇、〇八	〇、一六	〇、二四	〇、三二	〇、四〇	〇、四八	〇、五六	〇、六四	〇、七二
家具、什器及設備費				四、五八	三、三三	三、九四	四、六五	五、三六	六、〇七	六、七八	七、四九	八、二〇	八、九一
合計				二、八六	一、四四	一、五〇	二、〇一	二、五二	三、〇三	三、五三	四、〇四	四、五六	四、五六
衣服費				三、三三	一、八六	二、四七	三、〇八	三、六九	四、三〇	四、九一	五、五二	六、一三	六、七四
身の廻り品費				九、一一	四、三三	五、三三	六、三三	七、三三	八、三三	九、三三	一〇、三三	一一、三三	一二、三三
合計				三、三三	一、八六	二、四七	三、〇八	三、六九	四、三〇	四、九一	五、五二	六、一三	六、七四
合				四、一九	二、五二	三、二二	三、九二	四、六二	五、三二	六、〇二	六、七二	七、四二	八、一二
保健衛生費				七、〇九	三、三三	四、〇三	四、七三	五、四三	六、一三	六、八三	七、五三	八、二三	八、九三
育児教育費				五、一〇	一、二二	一、六〇	二、〇〇	二、四〇	二、八〇	三、二〇	三、六〇	四、〇〇	四、四〇
文房具、通信、運搬及交通費				二、九七	一、〇七	一、六六	二、二五	二、八四	三、四三	四、〇二	四、六一	五、二〇	五、七八
公課其他の負擔費				一、五三	〇、四四	〇、六九	〇、八八	一、〇七	一、二六	一、四五	一、六四	一、八三	二、〇二
交際費				六、〇三	三、一五	三、七四	四、三三	四、九二	五、五一	六、一〇	六、六九	七、二八	七、八七
修養娯樂費				五、〇七	一、九八	二、二七	二、五六	二、八五	三、一四	三、四三	三、七二	四、〇一	四、三〇
其他				一、五三	〇、四四	〇、六九	〇、八八	一、〇七	一、二六	一、四五	一、六四	一、八三	二、〇二

遊山旅行費 1.3元 0.8元 0.6元 1.7元 1.0元 1.9元 1.6元 1.6元 0.5元 2.5元
 其 他 3.9元 0.8元 0.2元 2.0元 4.0元 3.9元 5.5元 9.5元 8.9元 14.6元

世帯人員	世帯平均	平均		未		未		未		未		未		未	
		六〇圓	八〇圓	一〇〇圓	一二〇圓	一四〇圓	一六〇圓	一八〇圓	二〇〇圓	二〇〇圓	二〇〇圓	二〇〇圓	二〇〇圓	二〇〇圓	二〇〇圓
總數	1,523	4,508	3,541	3,977	5,307	3,907	3,907	4,508	4,508	4,508	4,508	4,508	4,508	4,508	4,508
一世帯平均	4.18	3.74	4.10	4.12	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50
總額	6,360	5,687	6,360	6,360	6,360	6,360	6,360	6,360	6,360	6,360	6,360	6,360	6,360	6,360	6,360
合計	84.10	70.40	84.10	84.10	84.10	84.10	84.10	84.10	84.10	84.10	84.10	84.10	84.10	84.10	84.10
米	36.88	28.66	36.88	36.88	36.88	36.88	36.88	36.88	36.88	36.88	36.88	36.88	36.88	36.88	36.88
魚介類	15.31	13.33	15.31	15.31	15.31	15.31	15.31	15.31	15.31	15.31	15.31	15.31	15.31	15.31	15.31
鶏卵牛乳	3.76	2.69	3.76	3.76	3.76	3.76	3.76	3.76	3.76	3.76	3.76	3.76	3.76	3.76	3.76
蔬菜、乾物、豆腐、	0.55	0.33	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55
調味料	5.29	4.19	5.29	5.29	5.29	5.29	5.29	5.29	5.29	5.29	5.29	5.29	5.29	5.29	5.29
出前物及外出先の食	3.22	2.54	3.22	3.22	3.22	3.22	3.22	3.22	3.22	3.22	3.22	3.22	3.22	3.22	3.22
事務費	1.97	1.31	1.97	1.97	1.97	1.97	1.97	1.97	1.97	1.97	1.97	1.97	1.97	1.97	1.97
嗜好品	6.57	4.59	6.57	6.57	6.57	6.57	6.57	6.57	6.57	6.57	6.57	6.57	6.57	6.57	6.57
飲料	2.09	1.49	2.09	2.09	2.09	2.09	2.09	2.09	2.09	2.09	2.09	2.09	2.09	2.09	2.09
其他	2.33	1.53	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33	2.33

合計	住宅修繕費	水道熱費	家具、什器及設備費	被服費		合計	保健衛生費	教育費	文房具、通信、運搬及交通費	公課其他の負擔費	交際費	修養娛樂費	遊山旅行費	其他
				衣服費	身の廻り品費									
17.66	10.51	1.34	1.67	1.97	1.97	3.88	2.50	2.84	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81	0.81
10.56	6.33	0.89	0.89	0.89	0.89	1.78	1.10	1.10	0.44	0.44	0.44	0.44	0.44	0.44
0.78	0.99	0.09	0.09	0.09	0.09	0.18	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.13	0.77	0.09	0.11	0.11	0.11	0.22	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
3.44	2.88	0.28	0.28	0.28	0.28	0.56	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2.36	1.50	1.91	2.28	2.28	2.28	4.56	2.65	2.65	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87
3.60	3.00	4.50	5.71	5.71	5.71	11.42	6.90	6.90	2.27	2.27	2.27	2.27	2.27	2.27
8.66	5.00	6.40	7.99	7.99	7.99	15.98	9.95	9.95	3.11	3.11	3.11	3.11	3.11	3.11
2.36	1.50	1.91	2.28	2.28	2.28	4.56	2.65	2.65	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87
3.60	3.00	4.50	5.71	5.71	5.71	11.42	6.90	6.90	2.27	2.27	2.27	2.27	2.27	2.27
8.66	5.00	6.40	7.99	7.99	7.99	15.98	9.95	9.95	3.11	3.11	3.11	3.11	3.11	3.11
2.36	1.50	1.91	2.28	2.28	2.28	4.56	2.65	2.65	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87	0.87
3.60	3.00	4.50	5.71	5.71	5.71	11.42	6.90	6.90	2.27	2.27	2.27	2.27	2.27	2.27
8.66	5.00	6.40	7.99	7.99	7.99	15.98	9.95	9.95	3.11	3.11	3.11	3.11	3.11	3.11

此種の調査に於て最も重要なものは、種目又は種類別の家計費が、各收入階級間に於て如何なる關係を有してゐるか云ふことであるから、今此關係を一目瞭然た

次に住居費の比例は各収入階級間に大なる懸隔なく、給料生活者に在りては、比例の最高は六十圓未満階級の二割四分八厘六毛、最低は百八十圓未満階級の二割一分八厘であつて、其の開きは三分六毛に過ぎない。労働者の住宅費の割合に就きて觀るも亦同様であつて、二百圓未満階級の二割八分を最低とし、百二十圓未満階級の二割一分三厘三毛を最高としてゐるから、其の開きも矢張り僅かに三分三厘三毛に過ぎない。従つて月收二百圓内外以下の世帯に在りては、住居費の比例は収入の多少に拘らず、略ぼ一定してゐるものであると云つて差支あるまい。

次に被服費の比例は如何と云ふに、住居費程には一定してゐないが、飲食物費の比例に於けるが如く、収入階級間に大なる差を呈してゐない。例へば給料生活者の世帯に在りては、百二十圓未満階級の九分七厘六毛が最低で、二百圓未満階級の二割三分一厘五毛が最高であるから、其の差は僅かに三分三厘九毛に過ぎない。労働者の世帯に在りては、此開きは稍々多くなつてゐる。即ち六十圓未満階級の八分七厘一毛が最低の比例であつて、最高は二百圓未満階級の二割三分三厘四毛であるから、其の差は四分五厘三毛に上つてゐる。

住居費の開きが三分六毛(給料生活者側)乃至三分三厘三毛(労働者側)であるに對して、被服費の開きも三分三厘九毛(給料生活者側)乃至四分五厘三毛(労働者側)であるから、被服費も亦住居費と同じく、収入階級間に於て殆んど何等の差がないと看做して差支あるまいと思ふ人があるかも知れないが、そうは出來ないのである。例へば労働者側の住居費に就きて觀るに、三分三厘三毛の差は最低一割八分に對するものであるから、其の開きの率は十八パーセント半に過ぎないが、労働者側の被服費の開きは、八分七厘一毛に對して、四分五厘三毛であるから、其の開きの率は五十パーセント強に上つてゐるのである。従つて、此兩者を同一に看做すは宜しくない。

最後に、飲食物費、住居費、並に被服費以外の家計費、即ち雑費の比例は何うなつてゐるか云ふに、飲食物費の比例は収入を増すに従ひ減少するにも拘らず、住居費の比例は殆んど一定して居り、被服費の比例も甚だしき異動がない結果として、雑費の比例は収入を増すに連れて大體に於て増加してゐる。即ち給料生活者に在りては、六十圓未満階級の世帯に於ける雑費の比例二割六厘二毛を最低とし、夫れ

より階級を上る毎に、一例外を除けば、順次増加して、遂に二百圓以上の階級の三割九分七厘五毛に及んでゐる。例外は二百圓未満の三割一分四厘七毛であつて其の一段下の階級、即ち百八十圓未満階級の三割三分六厘六毛に對して、却つて二分二厘弱の減退を示してゐる。

次に勞働者の世帯に於ける雜費の比例は、給料生活者の世帯に於けるが如く、収入の増加するに連れて規則正しく膨脹してゐないが、尙ほ同様の一概的傾向は看取することが出来る。即ち六十圓未満の階級に於ける比例は二割三分であつて、八十圓未満の階級にては一旦二割二分五厘九毛に落ちるが、夫れより順次階級と共に上り、二百圓未満の階級に於て再び逆戻りするも、二百圓以上の階級にては、遂に最高比例である三割八分五厘六毛に達してゐる。

六 給料生活者と勞働者との比較

斯くの如く、家計費の種類別の比例と収入の大小との關係は、大體に於て、給料生活者の世帯を取るも、又勞働者の家計費に就きて觀るも略ぼ同様であるが、各同種の家計費に就きて觀るに、給料生活者の世帯と勞働者の世帯との間に面白き對照

を呈してゐる。例へば飲食物費に就きて云へば、勞働者全體の飲食物費の割合の總平均は四割三分五厘であるに對し、給料生活者全部の世帯に於ける飲食物費の比例の總平均は三割五分九厘に過ぎないから、總平均に於て勞働者の方が七分六厘高いのみならず、各收入階級を通じて、一個の例外だになく、勞働者の飲食物費の割合は、給料生活者の同費の比例よりも高くなつてゐる。

其の主なる原因は、勞働者の世帯に於ける米麥類並に酒類の購入費が給料生活者の世帯よりも多いことに外ならない。勞働者の世帯に於ける米麥費の多きは世帯員の數も多く、且つ消費量も多い結果らしく思はれる。給料生活者全部の米麥購入費の一世帯平均は十四圓二十八錢であつて、勞働者全體の平均は十五圓三十二錢であるが、給料生活者の一世帯平均の人員は四人と百分の七であつて、勞働者の一世帯平均の人員は四人と百分の十八であるから、給料生活者の世帯に於ける米麥費は一人當り三圓五十錢に相當し、勞働者の世帯に於ては一人當り三圓六十四錢に上つてゐる。

酒類の購入費に就いて觀るに、給料生活者の世帯の總平均二圓四錢なるに對し

て、労働者の世帯の總平均が二圓四十九錢であつて、四十五錢即ち二十數パーセントも多いのみならず、各収入階級を通じて、労働者の世帯が平均多くの金銭を酒類の爲めに費消してゐる。さればさて、決して労働者の方が給料生活者よりも酒類を多量に消費してゐるに相違ないを断定してはならない。何故をなれば、給料生活者は、宴會等に於て、労働者よりも多量に酒類を消費するかも知れないからである。假りに交際費を比較するに、労働者世帯の總平均が四圓四十三錢に過ぎないのに、給料生活者世帯の總平均が約五十パーセント増しの六圓六十二錢に上つてゐるのみならず、各収入階級を通じて、給料生活者の平均交際費は労働者の平均よりも多くなつてゐる。交際費は勿論全部宴會費ではないから、右の數字を以て直ちに給料生活者が労働者よりも宴會に於て酒を多量に消費するものであることを立證出来ないが、其數字は酒量の消費量を比較するに當りては、顧慮に入る可きものであると思ふ。

次に住居費を比較するに、労働者の總平均二割五厘三毛に對して、給料生活者は、總平均に於て二割三分二厘五毛を負擔してゐるのみならず、總ての収入階級を通じて、給料生活者の平均は労働者の世帯に於ける平均よりも高くなつてゐる。此住居費は家賃以外に、住宅修繕費、水道費、火熱費、家具費、什器費、並に設備費を含んでゐるのであるが、家賃だけを比較しても、前掲第二表參照)給料生活者の世帯に於ける割合は、労働者の世帯に於けるよりも高い。

更に被服費を比較するに、給料生活者側の總平均一割八厘九毛に對して、労働者側の總平均は一割三厘であるから、其の差は頗る僅少である。各収入階級内に於ても差は少なく、或る場合には、給料生活者側の平均が高く、他の場合には、労働者の平均が高くなつて居つて、何等の斷定を與へることが出来ない。

最後に、雜費を比較するに、労働者の總平均が二割五分六厘八毛であるに對して、給料生活者側の總平均は四分強高の二割九分九厘六毛になつてゐる。各収入階級別に就きて觀るに、最下級に於ては、給料生活者側の平均が労働者側の平均よりも低くなつてゐるが、他の階級にては、給料生活者側の平均が高くなつてゐる。此雜費は保健衛生費、育兒教育費、文房具費、通信費、交通費、公課、其他の負擔費、交際費、修養費、娛樂費、遊山費、旅行費等を含むものであるから、此雜費が多ければ多き程、夫れ

丈け生活の程度が高いと云ひ得る。

之を要するに、家計費内容の比較は、労働者は給料生活者よりも多量の米麥を消費してゐるが、給料生活者は労働者よりも良き家屋に居住し、慰安の多き生活を營んでゐることを示してゐる。

七 寄 望

此回の家計調査は我國に於ける此種の調査としては規模が最も大きいのみならず、最も綿密正確であると信ず可き理由があり、且つ結果の發表方法も大體に當を得てゐるから、將來家計費の研究に並に家計費指數の編纂者に幾多有益なる材料を供給することであらう。吾々は統計局の當局者、調査員並に家計簿の記入者の勞を大に謝さなければならぬのである。従つて此の際批評がましき言辭を用ふることを避けたいのであるが、序であるから、二三望蜀的の卑見を述べて稿を了ることに致したい。

其の一は費用の項目を更に一層區分して發表して頂きたかつたことである。例へば、魚介肉類とせずして、魚介と肉類とを二個の獨立せる項目にすれば、収入階級間に於ける肉類消費の割合を明瞭にすることが出来る。又、修養娛樂費とせずして、修養費と娛樂費とを別々の項目とすれば、収入階級間に於ける修養の程度と娛樂の程度とを比較することが出来る。

次に、収入階級は二十圓上りを標準としてゐるが、手数は餘計に掛かるが、十圓上りの階級別にすれば、尙ほ一層正確なる比較を試みる事が出来るのは無論である。又、將來再び此種の調査が行はるゝ機会があるときには、相成る可く、四人とか五人とかの同人數の人員を有する世帯のみに家計簿を記入せしめたならば、更に一層正確なる結果が得らるゝであらう。収入階級間に世帯の平均人員數が異なつてゐるは、食料品及び衣類等の消費量が、収入の爲めのみでなくして、世帯の大小に依りて相違して来るから、収入階級間に於ける家計費の種類別の精密なる比較が出来なくなる。單に同數の世帯員を有する世帯のみならず、夫婦に十五才以下三人位の小兒を有する世帯を選ぶことが出来るならば、益々妙である。同人數であつても、小兒と大人とでは生活の内容が餘程變つてゐるから、家計費の内容も収入の大小に拘らず變つて来る。

尙ほ最後に酒類、煙草、菓子、果物、飲料等の購入費は、飲食物費の一部分として取扱はれてゐるが、此等の物品は生存に絶對的には必要でなく、慰安的の性質を有してゐるから、雑費の内に加へては如何と思ふ。又、光熱費は住居費の一部分を構成してゐるが、外國の家計費指數では、獨立の一種目になつてゐるから、内外の比較を便にする爲めに、矢張り獨立せしめたい。更に又、水道費並に家具、什器及設備費も住居費の一部分になつてゐるが、此等の費用は雑費に編入し、住居費としては、家賃と住宅修繕費と丈、即ち純粹の家屋のみに要する費用を住居費と看做す方が適當であるやうに思はれる。

今假りに右の趣旨に基きて、前掲の種目別家計費の百分比列表を改訂するに、左の如き結果を呈することになる。

給料生活者	平均		六〇圓未満		八〇圓未満		一〇〇圓未満		一二〇圓未満		一四〇圓未満		一六〇圓未満		一八〇圓未満		二〇〇圓未満		二〇〇圓以上		
	円	占	円	占	円	占	円	占	円	占	円	占	円	占	円	占	円	占	円	占	
飲食物費	二九・〇〇	三〇・八	二九・〇〇	三〇・九	三〇・〇〇	三二・〇	三〇・〇〇	三二・五	三〇・〇〇	三三・〇	三〇・〇〇	三三・五	三〇・〇〇	三四・〇	三〇・〇〇	三四・五	三〇・〇〇	三五・〇	三〇・〇〇	三五・五	三〇・〇〇
被服費	一〇・六	一一・二	一〇・六	一一・三	一〇・七	一一・四	一〇・八	一一・五	一〇・九	一一・六	一〇・〇	一一・七	一〇・一	一一・八	一〇・二	一二・〇	一〇・三	一二・一	一〇・四	一二・二	一〇・五
住居費	一六・五	一七・〇	一六・五	一七・一	一六・六	一七・二	一六・七	一七・三	一六・八	一七・四	一六・九	一七・五	一七・〇	一七・六	一七・一	一七・七	一七・二	一七八	一七・三	一七・八	一七・四
光熱費	四・〇	四・七	四・〇	四・九	四・一	五・〇	四・二	五・一	四・三	五・二	四・四	五・三	四・五	五・四	四・六	五・五	四・七	五・六	四・八	五・七	四・九
その他	三九・六	四一・九	三九・六	四二・〇	三九・七	四三・〇	三九・八	四四・〇	三九・九	四五・〇	四〇・〇	四六・〇	四〇・一	四七・〇	四〇・二	四八・〇	四〇・三	四九・〇	四〇・四	五〇・〇	四〇・五
合計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

労働者

給料生活者	平均		六〇圓未満		八〇圓未満		一〇〇圓未満		一二〇圓未満		一四〇圓未満		一六〇圓未満		一八〇圓未満		二〇〇圓未満		二〇〇圓以上		
	円	占	円	占	円	占	円	占	円	占	円	占	円	占	円	占	円	占	円	占	
飲食物費	三〇・九	三二・〇	三〇・九	三三・一	三一・〇	三三・六	三一・一	三四・〇	三一・二	三四・一	三一・三	三四・二	三一・四	三四・三	三一・五	三四・四	三一・六	三四・五	三一・七	三四・六	三一・八
被服費	一〇・三	一一・一	一〇・三	一一・二	一〇・四	一一・三	一〇・五	一一・四	一〇・六	一一・五	一〇・七	一一・六	一〇・八	一一・七	一〇・九	一二・〇	一〇・一	一二・一	一〇・二	一二・二	一〇・三
住居費	一三・四	一三・九	一三・四	一四・一	一三・五	一四・二	一三・六	一四・三	一三・七	一四・四	一三・八	一四・五	一三・九	一四・六	一四・〇	一四・七	一四・一	一四・八	一四・二	一四・九	一四・三
光熱費	四・八	五・一	四・八	五・二	四・九	五・三	五・〇	五・四	五・一	五・五	五・二	五・六	五・三	五・七	五・四	五・八	五・五	五・九	五・六	六・〇	五・七
その他	三九・五	四一・七	三九・五	四二・六	三九・六	四三・〇	三九・七	四四・一	三九・八	四五・〇	三九・九	四五・一	四〇・〇	四五・二	四〇・一	四五・三	四〇・二	四五・四	四〇・三	五〇・〇	四〇・四
合計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

右表と最初の比例表とを比較するに、何等根本的に相違してゐる點はない。唯右表に新たに設けられたる種目たる光熱費の比例が飲食物費と同じく、大體に於て、収入の増加するに連れて遞減してゐることが明かに示されてゐるのを見るのである。

附記 統計局が本稿起草に要する材料を提供されしことに對して、深く感謝致してゐることを附記して置きたい。